

令和4年3月1日

郵便入札による入札執行について（条件付き一般競争入札）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、これまで出場入札で執行していた入札を、当面の間、郵便での入札（以下「郵便入札」という。）といたします。

条件付き一般競争入札に参加される事業者は、公告の内容をご確認のうえ、入札にご参加くださいますようお願い申し上げます。

1 対象となる入札の公告

令和4年3月1日以降の公告において、郵便入札であること及び高岡郵便局への到着期限を明記します。

2 入札参加資格審査申請書の提出

入札参加を希望される場合、「入札参加資格審査申請書」を公告に記載の期日までに組合総務課に書留郵便にてご提出ください。郵送によることが難しい場合はご相談ください。

宛先（入札参加資格審査申請書）

〒935-0035

富山県氷見市上田子字笹谷内50番地

高岡地区広域圏事務組合 総務課 あて

※ 入札書と異なり、局留郵便の回収は行いません。組合総務課宛にご郵送ください。

※ 期日に間に合うよう、余裕をもってご提出ください。

3 入札書の提出等

(1) 入札書の記入・押印

入札書の記入については、原則出場入札と同様とし、当組合構成市（高岡市、氷見市、小矢部市）の入札参加資格者名簿における代表者職氏名を記入し、押印ください。

※ 構成市の参加資格審査申請時に受任先を登録している場合は、受任先の代表者職氏名を記入し、受任先の代表者印を押印してください。

なお、当組合入札心得第2条第2項第4号「入札書作成日」とあるのは「開札日」

と読み替え、入札書に明記してください。

また、同額入札時のくじ抽選に用いるため、「くじ番号」欄に「000～999」の任意の数字を記入してください。

(2) 提出方法

- ・高岡郵便局留とし「一般書留」又は「簡易書留」の手続きにて提出してください。
- ・入札手続きに要する経費は、すべて入札参加者の負担となります。
- ・郵便局から渡される差出票の控えは、入札が終わるまで保管してください。

※入札書を直接組合事務所に持参いただいても受付は行いません。また、普通郵便やメール便、特定記録郵便など、その他の方法による入札は無効といたします。

<参考> 郵送料金 (定形 25 g まで)

一般書留 519 円 簡易書留 404 円

(3) 郵便入札用封筒及び宛先

郵便入札用封筒については、別紙 1 「郵便入札の入札封筒提出要領」をご覧ください。

ア 封筒

- ・郵便入札用の封筒は、長形 3 号 (横 120mm×縦 235mm) を使用してください。
- ・複数の入札案件がある場合で、かつ同日に開札が行われる場合は、入札案件ごとに長形 3 号の封筒を使用してください。なお、送付の際は、一括送付用の封筒 (外封筒) に入れていただいても構いません。

イ 封筒に入れるもの

- ・入札書
- ・入札通知書に記載した提出書類

※ 確認の上、糊付けし封印してください。

ウ 宛先

〒933-8799

高岡郵便局留

高岡地区広域圏事務組合理事長 (総務課) あて

※宛先は必ず上記のとおり記載してください。直接、組合事務所に届いたものは無効となります。

エ 到着期限

入札通知書に記載の到着期限までに、高岡郵便局に必ず届くように手続きをしてください。

なお、郵送手続きについては、質問回答期限後をお願いします。

※到着期限当日に高岡郵便局で手続きされても、高岡郵便局留にならない場合があるため、余裕を持って手続きをお願いいたします。

※局留郵便は、郵便局に届いた翌日から起算して 10 日を経過しますと、送り主

に返送される点にもご注意ください。

オ 郵送後の入札書の書き換え等

郵送後に入札書を書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

4 開札

(1) 開札の立会い

入札執行担当以外の組合職員 1 名以上が立会い、開札します。

(2) 同価格入札の取扱い

開札の結果、落札となるべき同価格の入札者が 2 名以上あるときは、別紙 2「くじ抽選の方法について（郵便入札）」の手順に基づき、落札者又は落札候補者を定めるものとします。

(3) 再度入札

予定価格の事前公表を行わない案件で、入札参加者全員が予定価格を上回った場合は、再度の入札を行います。この場合、日程の状況に応じて、次のいずれかの方法により再度入札を行います。詳細については公告に明記します。

【引き続き郵便による入札書の提出を行う場合】

応札者に対して 2 回目の入札実施の連絡をし、1 回目の最低応札金額、入札書の提出期限及び開札日の記載したものを「再度入札通知書」により通知します。期限までに 1 回目と同様の方法で入札手続きを行ってください。

【入札書の提出方法を出場へと切り替える場合】

日程の余裕がないと判断される場合、再度入札の入札書の提出は、出場により執り行います。組合は電話により、応札者に対して再度入札実施の旨及び 1 回目の最低応札金額、再度入札を行う日を連絡します。なお、2 回目の入札においても予定価格以下の入札がない場合には、そのまま 3 回目の入札を執り行います。

(4) 落札者への連絡

落札者には、総務課から（原則当日中に）電話にて連絡します。

(5) 入札結果の公表

業務委託の入札結果は、当組合ホームページにおいて公表します。

5 入札の辞退

入札を辞退される場合は、入札辞退届を提出してください。直接、組合に辞退届を提出する場合は、開札日の執行時間前までに総務課に提出してください。

辞退届の様式は、組合のホームページからダウンロードできます。郵送の場合は、開札日の前日まで総務課に到着するよう郵送してください。（普通郵便可）

宛先（辞退届）

〒935-0035

富山県氷見市上田子字笹谷内50番地

高岡地区広域圏事務組合 総務課 あて

6 入札等の無効

高岡地区広域圏事務組合契約に関する規則、入札心得、郵便入札の入札封筒提出要領ほか、郵便入札においては下記に該当するものは無効とします。

- (1) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した場合。
- (2) 入札書が高岡郵便局に指定した時間を過ぎて到着した場合。
- (3) 郵便入札用封筒に記載された件名又は差出人が誤っている場合。
- (4) 郵便入札用封筒に入札件名、開札日又は差出人が記載されていない場合。
- (5) 郵便入札用封筒に記載の入札件名又は差出人と同封された入札書の入札件名又は入札者名が相違する場合。
- (6) 入札書が高岡郵便局留ではなく、組合事務所に直接届いた場合。
- (7) 一括送付用の封筒（外封筒）の中に、開札日が異なる入札書を同封した場合。

郵便入札の入札封筒提出要領

入札書封筒見本

必ず入札案件毎に封筒を作成してください。

「高岡郵便局留」とし、異なるあて先は無効

「入札書在中」と赤字で記入されていないものは無効

開札日の記載誤り又は日付が未記入は無効

案件番号及び件名の記載誤り又は未記入は無効

「一般書留」又は「簡易書留」と配達方法を記載

おもて

9 9 7 8 — 3 3 9	高岡郵便局留	〇〇書留
	高岡地区広域圏事務組合理事長（総務課）あて	
		入札書在中
	切手	開札日 令和 年 月 日 開札
		件名 案件番号 〇〇第□号 案件名称 △△△△△△△△

うら

封かん口が糊でしっかり封かんされていない場合は無効

入札・契約手続に用いる印にて封印がないものは無効

印	差出人	住所又は所在地	〒×××-×××× 〇〇市△△××番地
		商号又は名称	〇〇株式会社

「差出人」欄なし、未記入は無効。

ただし、封筒に「商号又は名称、住所又は所在地」が印刷されている場合は代用可能とし、有効とします。

- ・長形3号を使用してください。
- ・郵送方法は郵便局の窓口で「一般書留」又は「簡易書留」により送付してください。この方法以外は無効です。
- ・到達期限日までに「高岡郵便局」に届かない場合は無効です。
- ・直接、組合事務室に持って来られても受付いたしません。
- ・入札書の写し、郵便局より渡される差出控えは、入札が終わるまで保管してください。
- ・同じ開札日に複数の案件がある場合は入札書一括送付封筒（外封筒）の使用が可能です。（詳細次頁）
- ・開札日が異なる入札書が入札封筒に混在していた場合は無効です。

同じ開札日に複数の案件がある場合は入札書一括送付封筒（外封筒）の使用が可能です。

- ・入札書は、案件ごとに入札書封筒に封入のうえ、入札書一括送付封筒（外封筒）に入れてください。
一括送付の場合、案件ごとの入札封筒は通常の出場入札同様の記載で構いません。
- ・入札書を入札封筒に入れず、直接入札書一括送付封筒（外封筒）に封入されている場合は無効です。
- ・開札日が異なる入札書封筒が入札書一括送付封筒（外封筒）に混在していた場合は無効です。
- ・郵送方法は郵便局の窓口で「一般書留」又は「簡易書留」により送付してください。この方法以外は無効です。
- ・到達期限日までに「高岡郵便局」に届かない場合は無効です。
- ・直接、組合事務室に持って来られても受付いたしません。
- ・入札書の写し、郵便局より渡される差出控えは、入札が終わるまで保管してください。

入札書一括送付封筒（外封筒） 見本

	9 3 3	8 7 9 9
○ ○ 書 留	高岡郵便局留 高岡地区広域圏事務組合理事長（総務課）あて	
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">入札書在中</div>		
開札日	令和 年 月 日	開札
下記の入札 3件在中		
件名	案件番号 ○○第□号 案件名称 △△△△△△△△	
件名	案件番号 ○○第□号 案件名称 △△△△△△△△	
件名	案件番号 ○○第□号 案件名称 △△△△△△△△	
差出人	住所又は所在地 〒×××-×××× ○○市△△×番地 商号又は名称 ○○株式会社	

高岡郵便局の郵便番号を記載

「一般書留」又は「簡易書留」と配達方法を記載

「高岡郵便局留」とし、異なるあて先は無効

「入札書在中」と赤字で記入されていないものは無効

開札日の記載誤り又は日付が未記入は無効

案件番号及び件名の記載誤り又は未記入は無効

「差出人」欄なし、未記入は無効。
ただし、封筒に「商号又は名称、住所又は所在地」が印刷されている場合は代用可能とし、有効とします。

くじ抽選の方法について（郵便入札）

郵便入札において、落札者となるべき同額の入札が2者以上の場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定します。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

入札書を作成する際に、予めくじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に任意の3桁までの数字「000～999」を記入してください。

なお記入のない場合などは、書留お問い合わせ番号（11桁）の下3桁の数字を記入したものとみなします。

書留お問い合わせ番号（書留引受番号）は郵便追跡用に使用する番号で、
（3桁）-**（2桁）-**（5桁）-*（1桁）合計11桁で表示された番号です。

2 くじの手順

- (1) 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3、…）を附番します。
- (2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除算し、余りを算出します。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の「抽選番号」の入札参加者を落札者とします。

例) 入札参加者3者が同額入札の場合

- (1) 書留お問い合わせ番号11桁の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」(0、1、2)を附番する。

(※下4桁が同一の数字になった場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照して附番する)

業者名	任意のくじ番号	お問い合わせ番号	抽選番号
A社	1 2 3	***-**-**012-3	0 附番
B社	0 0 3	***-**-**234-5	1
C社	1 1 1	***-**-**456-7	2

- (2) 入札参加者が入札書に記載した任意の「くじ番号」の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

$$123 \text{ (A社)} + 003 \text{ (B社)} + 111 \text{ (C社)} = 237$$
$$237 \div 3 \text{ (者)} \cdots \underline{\underline{\text{余り } 0}}$$

- (3) 落札者の決定

⇒(1)で附番した抽選番号と(2)で算出した余りが一致する業者を落札業者とする。

業者名	抽選番号	落札
A社	0	○
B社	1	
C社	2	